



栗と北斎と花のまち

小布施町

小布施町(総務課)プレスリリース 令和8年(2026年)8月25日

小布施町消防団員の懲戒処分について

このたび、小布施町消防団員が部の活動費を私的流用したことが発覚しましたので、任命権者である小布施町消防団長より令和8年8月25日付けで団員の懲戒処分を行いました。町民の皆様には、消防団活動に対する信頼を著しく失墜させたことに対しまして、深くお詫び申し上げます。

(1) 処分対象者及び概要

- ・ 所属など 小布施町消防団 第2分団 40代団員
- ・ 処分内容 懲戒免職
- ・ 処分年月日 令和8年8月25日
- ・ 根拠 小布施町消防団条例第5条第1項第3号に該当

(2) 事案の概要

小布施町消防団員が、令和6年3月から令和8年7月までの期間に、自身の生活費に充てるため、部の活動費から、合計1,954,681円を私的に流用したことが、7月に発覚しました。これを受けて、小布施町消防団条例第5条第1項第3号の規定により、任命権者である小布施町消防団長より、懲戒処分を行いました。

私的流用した金額は、既に全額返済されており、小布施町消防団としては、刑事告訴は行いませんでした。

なお、当該団員に対しては、処分内容が懲戒免職であったため、小布施町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例第6条第1項第2号に基づき、退職報償金は支給されません。

(3) 再発防止に向けて

今後は、このような事態が再び起こらないよう、小布施町消防団として団員の綱紀粛正、服務規律を徹底させ、町民の皆様の信頼回復に努めてまいります。



北斎の町
小布施
TOWN OF HOKUSAI
OBUSE 50TH

■問い合わせ先

総務課危機管理係（担当：田中）

電話：026-214-9209（係直通）

026-247-3111（代表）

FAX：026-247-3113

E-mail：soumu@town.obuse.nagano.jp